

業務委託仕様書

この仕様書は、広島県が委託する広島積極ガード店ゴールド認証業務を受託する者の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

広島積極ガード店ゴールド認証業務（以下「業務」という。）

2 目的

飲食店事業者が感染症に強い事業環境を整備して経済活動を維持できるよう、県が定める新型コロナウイルス感染予防に必要な基準に適合し、それを遵守する施設を県が認証し、認証ステッカーを交付することにより、県民が安心して飲食店を利用できる環境を整える。

3 委託業務期間

契約締結日から令和4年7月31日まで

4 委託業務の概要

飲食店における新型コロナウイルス感染防止対策に係る第三者認証制度「広島積極ガード店ゴールド認証事業」の運用

5 委託業務の内容

(1) 認証申請受付等に係る業務

① 申請受付

電子申請や郵送申請、電話による申請希望について受付対応すること。

（「ワクチン・検査パッケージ制度」への登録希望も含む）

② 事務マニュアル及びFAQ（頻繁に尋ねられる質問の事例）の作成

受注者は、県と協議し、事務マニュアル及びFAQを作成すること。

③ 認証申請に係る各種質疑に対応するためのコールセンター（専用電話窓口）の設置及び問い合わせ対応

(2) 認証業務の運用

① 申請内容の審査及び現地確認

店舗を訪問し、認証基準の適合状況を確認する。認証基準に適合していない場合は、助言し、再度現地確認を行う。

② 調査結果報告書の作成及び県への報告 ※認証の可否及び取消は県が決定する。

③ 認証ステッカーの発送

④ 認証施設の履行状況のチェック

（認証後1年以内に認証施設を再訪問し、認証基準を維持しているか履行状況を現地確認する。また、利用者から感染症対策に疑義があるなど通報があった場合等必要に応じて現地調査等を実施する）

⑤ 県ホームページにおける認証施設の公表

⑥ その他、本業務を遂行するために必要な業務

(3) データベースの管理

認証に関する飲食店の情報をデータベースで一元的に管理し、店舗ごとに認証申請受付、審査状況等、当該事業に関する情報を適切に管理し、県からの求めに応じて集計・分析処理する。

※ 県で構築している既存のデータベース（Microsoft Excel）を継承すること、または独自に開発することも可能。独自に開発する場合には、既存のデータを適切に移行処理するとともに、委託期間終了後に県の帰属となるよう、引継ぎを行うこと。

(4) 認証ステッカー等の印刷

認証施設に配付する認証ステッカー及びワクチン・検査パッケージ制度登録店ステッカーの印刷

※ ゴールド認証ステッカー、ワクチン・検査パッケージ制度登録店ステッカーのデザインは既存のものを継承する。

(5) まん延防止等重点措置期間中における見回り

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の期間において、対象地域の認証店の見回りを実施する。

(6) 広報

認証制度や感染症対策に関して、飲食店事業者や県民に周知するための効果的な広報（チラシの作成や配布等）

(7) 「飛沫感染防止フラッグ」の保管・在庫管理及び送付

認証基準項目のうち、パーテーションの設置について、アタッチメント式パーテーション「飛沫感染防止フラッグ」の配付を行っているため、これを保管し在庫管理を行うとともに必要とする認証店舗等へ発送する。

(8) 管理運營業務

- ① 本事業の適切な管理・運営
- ② 県への定期的な状況報告（申請・認証等の状況報告、事業実績報告）
- ③ 業務完了報告

(9) その他

- ① その他、本事業の実施にあたり必要となる一切の業務
- ② その他本仕様に記載のない事項については、予算の範囲内であれば独自提案とし提案すること。

6 委託費用

契約金額は、本事業の遂行に直接必要な経費及び事業状況のとりまとめに必要なものとする。

(1) 対象経費

① 人件費

業務従事者の賃金、法定福利費（事業主負担分に限る）、社内規定等で必要とされる範囲の諸手当（通勤手当等）

② 事業費

ア 賃借料 申請者情報の取りまとめ等に使用するパソコン等のリース料、業務実施に必要な会場の借り上げに係る経費

- イ 消耗品費 当事業を実施するために必要となる消耗品の購入に係る経費
- ウ 事務局管理運営に必要な経費 管理費，旅費，通信費，郵送料 等
- エ その他，事業運営に必要であると県が認めた経費

③ 一般管理費

事業全般を管理する際に発生する雑務的経費

④ 委託契約に係る消費税及び地方消費税等

ア 課税事業者の場合

それぞれの経費については消費税及び地方消費税を除いた額で算定し，その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とすること。

イ 免税事業者の場合

それぞれの経費については消費税及び地方消費税を除いた額で算定し，課税仕入れ額を合算したものを消費税及び地方消費税欄に記載すること。

(2) 対象とならない経費

- ① 5万円以上の機械・機器等の購入代金
- ② 土地・建物を取得するための経費
- ③ その他，事業との関連が認められない経費

7 業務実施体制

事業の実施にあたっては，県との協議，関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については，費用対効果を十分に考慮し行うこと。

- (1) 受注者は，本業務委託を総括する業務実施責任者を1名配置すること。
- (2) 業務実施責任者は，企画立案・実施のほか，本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- (3) 業務実施責任者は，申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。
- (4) 業務実施責任者は，県との連絡を密に行い，業務を進め，遅滞なく業務が遂行できるよう人員，体制の確保を行うこと。
- (5) 業務実施責任者は，本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- (6) 業務実施責任者は，経費・事業内容等，県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- (7) 受注者は，やむを得ない場合を除き，業務実施責任者を変更しないこと。
- (8) 受注者は，契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。
- (9) 受注者は，事業実施にあたり新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図ること。

8 成果の帰属等

- (1) 本業務により得られた成果は，原則として県に帰属するものとし，県は業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において，随時利用（加工を含む。）できるものとする。ただし，受注者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については，受注者あるいは第三者に帰属する。
- (2) 受注者は，本業務の実施のために必要な受注者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については，当該著作権の利用に当たり，支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また，著作権に係る何らかの問題が生じた場合，受注者の責任により対処する。

9 契約に関する条件等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに県と十分な協議を行うこと。また、その後も県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 打ち合わせの必要が生じた場合やトラブルが生じた場合は、受注者は県の求めに応じ、速やかに打ち合わせやトラブル解消のための復旧等に対応すること。また、打ち合わせ等の対応結果を記録にまとめ、県に速やかに提出するものとする。
- (3) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要を生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (4) 県は、業務（再委託等した場合を含む。以下同じ。）の履行について著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを求めることができる。

受注者は、上記の求めがあったときは、当該求めに係る事項について対応措置を決定し、求めがあった日から起算して10日以内に県に書面で報告しなければならない。
- (5) 業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく県と受注者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (6) 業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の事項を明記した書面を提出し、予め県の承諾を得ること。提案書に記載されている委託先についても、同様とする。
 - ① 再委託する業務の範囲
 - ② 再委託の合理性及び必要性
 - ③ 再委託先の概要及びその体制（業務履行能力）と責任者
- (7) 受注者は、業務（再委託をした場合を含む。）の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱い、目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (8) 受注者は、業務（再委託をした場合も含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

業務従事者に対し、個人情報の保護に関する研修等を適宜実施すること。
- (9) 業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (10) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特に定めのない限り、全て受注者の負担とする。
- (11) 受注者は、委託期間の満了又は解除により契約が終了した場合には、県が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する業務を支援すること。これに必要な措置又は支援の具体的内容は、県と受注者が協議して定めるものとする。
- (12) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

ない。

(13) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、県と受注者が協議し、決定するものとする。

《参考情報》

- 1 広島県内飲食店数 約 19,000 店
- 2 広島積極ガード店（自主認証）登録件数 約 17,000 店
- 3 広島積極ガード店ゴールド認証件数 約 12,000 店
- 4 ワクチン・検査パッケージ登録店数 約 2,200 店
- 5 飛沫感染防止フラッグ在庫数 約 6 万本（6,000 箱：10 本入り／箱）